

保育所等における対応について

保育所等については、国の緊急事態宣言及び埼玉県知事からの措置要請を受けて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、適切な感染予防対策を講じた上で、規模を縮小し開所するため、5月31日（日）までの期間、自宅で保育が可能な方につきましては登所・登室を自粛していただいております。

国から5月14日付で、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」の通知があり、指定を解除された地域においても引き続き、一定期間、感染防止のため仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき園児の登園を控えるようお願いすること等が示されたことから、引き続き下記のとおり登所・登室を自粛していただく期間を延長することとします。

記

1 自粛期間の延長について

令和2年6月30日（火）まで

※ただし、状況により短縮・延長する場合があります。

2 保育所について

（1）自粛対応について

適切な感染予防対策を講じた上で、保育の提供を縮小し開所することとし、自宅で保育が可能な方につきましては登所を控えていただくこととします。

なお、登所を控えていただいた方については、登所をしなかった日数に応じて、保育料及び給食費について日割り計算し返還等します。

3 放課後児童クラブについて

（1）開所場所及び期間について

市内公立小学校が分散登校となる、飯能第一小、加治小、富士見小、加治東小、双柳小、美杉台小の学区内にある放課後児童クラブについては、原則午前中から開所し、その他の放課後児童クラブについては通常どおりの開所時間とします。

なお、午前中から開所となる期間については、公立小学校が分散登校となる令和2年6月26日（金）までを予定していますが、状況により短縮・延長する場合があります。

(2) 自粛対応について

適切な感染予防対策を講じた上で、自宅で保育が可能な方については登室を控えていただくこととします。

なお、登室を控えていただいた方は、保育所に準じた方法にて保育料等を返還等します。

※ただし、預かる児童がいない場合には閉所します。

(3) その他

3密（密閉・密集・密接）を回避するため、放課後の時間帯には学校施設や公共施設の活用等を行い対応を図ります。

4 感染拡大予防対策について

引き続き児童・職員の毎朝の検温等体調管理を行うとともに、マスク着用を含む咳エチケットや手指消毒を徹底します。